

岩手県 広域振興局長

提出者 アズマプレコート株式会社 一関工場

住所 〒021-0822 岩手県一関市東台14-41

氏名 一関工場長 佐々木 章



（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

地球温暖化対策（変更）計画書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第82条第1項（第82条第2項）の規定により、次のとおり提出します。

1. 事業者に関する事項

主たる工場又は事業場の名称	アズマプレコート株式会社 一関工場	*整理番号	
主たる工場又は事業場の所在地	岩手県一関市東台14-41	*受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	2,705 kl	*施設番号	
自動車の使用台数	台		
二酸化炭素の排出の状況	別紙のとおり。		
二酸化炭素の排出の抑制のための措置			
その他の地球温暖化の対策に関する事項			
変更年月日及び理由	2023年 5月 15日 計画年度の為		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者	該当しない		

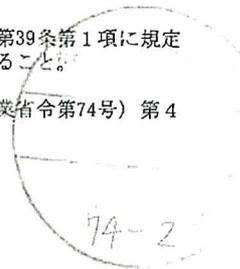
2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
一関工場	〒021-0822 岩手県一関市東台14-41	2,705 kℓ
		kℓ
		kℓ

備考1 *印の欄には、記載しないこと。

2 エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に記載すること。

3 エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載すること。



別紙 その1 (工場又は事業場用)

1 二酸化炭素の排出の状況

当該年度のエネルギー使用量				二酸化炭素の排出の状況				
項目	使用量 (A)	原油換算量 (kℓ)	排出係数(B)	当該年度の排出量 (C=A×B)	前年度の排出量 (D)	対前年度比 (%) (D-C)/D×100)		
				(t-CO ₂)	(t-CO ₂)			
原油 (コンデンセートを除く)	kℓ		2.62 t-CO ₂ /kℓ					
原油のうちコンデンセート (NGL)	kℓ		2.38 t-CO ₂ /kℓ					
揮発油	2 kℓ	2	2.32 t-CO ₂ /kℓ	5	5	0		
ナフサ	kℓ		2.24 t-CO ₂ /kℓ					
灯油	3 kℓ	3	2.49 t-CO ₂ /kℓ	9	9	▲ 4		
軽油	kℓ		2.58 t-CO ₂ /kℓ					
A重油	7 kℓ	7	2.71 t-CO ₂ /kℓ	19	26	▲ 28		
B・C重油	kℓ		3.00 t-CO ₂ /kℓ					
石油アスファルト	t		3.12 t-CO ₂ /t					
石油コークス	t		2.78 t-CO ₂ /t					
石油ガス	液化石油ガス (LPG)	t	3.00 t-CO ₂ /t					
	石油系炭化水素ガス	千m ³	2.34 t-CO ₂ /千m ³					
可燃性天然ガス	液化天然ガス (LNG)	1,317 t	1,855	2.70 t-CO ₂ /t	3,552	3,980	▲ 11	
	その他可燃性天然ガス	千m ³		2.22 t-CO ₂ /千m ³				
石炭	原料炭	t		2.61 t-CO ₂ /t				
	一般炭	t		2.33 t-CO ₂ /t				
	無煙炭	t		2.52 t-CO ₂ /t				
石炭コークス	t		3.17 t-CO ₂ /t					
コールタール	t		2.86 t-CO ₂ /t					
コークス炉ガス	千m ³		0.85 t-CO ₂ /千m ³					
高炉ガス	千m ³		0.33 t-CO ₂ /千m ³					
転炉ガス	千m ³		1.18 t-CO ₂ /千m ³					
その他の燃料	都市ガス	千m ³		2.23 t-CO ₂ /千m ³				
	()	()		0.00 t-CO ₂ /()				
	()	()		0.00 t-CO ₂ /()				
産業用蒸気	GJ		0.06 t-CO ₂ /GJ					
産業用以外の蒸気	GJ		0.06 t-CO ₂ /GJ					
温水	GJ		0.06 t-CO ₂ /GJ					
冷水	GJ		0.06 t-CO ₂ /GJ					
小計			1867		3584	4019	▲ 11	
電気	電気事業者	昼間買電	1,646 千kWh	423	0.488 t-CO ₂ /千kWh	803	846	▲ 5
		夏期・冬期における電気需要平準化時間帯	948 千kWh	244				
		夜間買電	1,732 千kWh	415	0.488 t-CO ₂ /千kWh	845	866	▲ 2
	その他	上記以外の買電	千kWh		0.550 t-CO ₂ /千kWh			
		自家発電	千kWh		t-CO ₂ /千kWh			
小計			838		1648	1712	▲ 7	
合計			2705		5232	5731	▲ 9	

- 備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により換算するものとする。
- 2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定するものとする。
- 3 エネルギー使用量の使用量(A)の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。
- 4 「夏期・冬期における電気需要平準時間帯」については、昼間買電の内数であるため「()」としている。「電気」の「小計」で重複計上しないこと。

2 地球温暖化対策計画の達成状況

【目標値の達成状況（進捗状況）】

1年でCO2排出量を1%削減する目標に対し、

生産量の減少に伴い、生産体制は1ライン稼働となった為、燃料使用量及びCO2排出もそれに伴って減少している。

生産量当たりのCO2排出量は、生産の集約等でエネルギーを抑えられ削減する事が出来た。

蛍光灯をLEDへ更新を図り、大部分実施できた。

（事務所と厚生棟は全て・ラインの蛍光灯はほぼLEDへ更新した。）

【具体的な取組状況】

①電気

事務所・厚生棟・工場の照明を不要な箇所は消灯させ、人がいない場合は全消を徹底させる。
こまめな消灯を行い電気使用量の削減に至った。

工場の天井灯を水銀灯がLEDに変わり必要・不必要なエリアの点灯/消灯の徹底させる。

また、工場内にある蛍光灯を全てLEDへ更新した。

夏季の冷房設定温度を28℃に設定し、必要ない場合は電源を切る。

②灯油・重油

冬季の事務所・厚生棟・工場の暖房は20℃に設定し、社員はウォームビズを徹底する。

暖冬の影響で暖房用の工場の灯油の使用量は多少削減し、事務所ボイラー用のA重油使用量も削減した。

③LNG

今年度も燃料使用量の管理計測を維持して来た事で、段取り待機時間帯のガス使用量削減を引き続き継続した。

3 その他の地球温暖化の対策の実施状況

- ・紙使用量削減、裏紙の再利用及び複数コピーの場合は両面コピーとする事に取り組みが出来た。
- ・節水及び給水箇所の水量を適正管理をする事で、上水の使用量削減する事が出来た。
- ・廃水処理場の蒸発処理を放流処理へ変更したことで冬季以外の蒸気及び燃料削減の継続に繋げる事を継続中。